

富士吉田市告示第9号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を職権で消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年1月23日

富士吉田市長 堀 内 茂

消除対象者1

住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
職権消除日 令和8年1月23日

消除対象者2

住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
職権消除日 令和8年1月23日